

「高等教育の修学支援新制度」
家計急変採用 提出書類一覧



※本制度で認定される家計急変の事由については、奨学金案内 p.6 でご確認ください。

1.	【全員】 給付奨学金確認書	「奨学金案内」に挟み込まれています。
2.	【全員】 給付奨学金（家計急変採用） 確認事項提出書	「奨学金案内」に挟み込まれています。
3.	【全員】 スカラネット入力下書き用紙	受付番号を記入したもの
4.	【全員】 学修計画書	ダウンロードし作成の上、両面印刷で提出 https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html 
5.	【未提出者のみ】 A 様式 1 入学料および授業料減免の対象者の認定に関する申請書	授業料等免除を受けるために必要な書類です。 ※新入生で、入学手続きの際に「入学確約書」等と同時に提出済の方は不要です。
6.	【自宅外通学者のみ】 ・通学形態変更届（自宅外通学） （給付様式 35） ・自宅外通学を証明する書類(右欄参照)	原則、アパート等の「賃貸借契約書」コピー。 本学の学生寮の入居者は「入居許可書」。 ※契約書が存在しない場合、契約者または入居者欄で本人の名前が確認できない場合、契約者(借主)が本人または生計維持者以外の場合、その他提出できない事情がある場合は事前に相談してください。
7.	【該当者のみ】 その他の証明書類	在留カード等。→「奨学金案内」pp.22-23 の 6,7 参照。
8.	【全員】 家計急変事由に関する証明書類	奨学金案内 p.6 に記載の書類。 （事由 A～D はコピー可、事由 E は原本が必要）
9.	【全員（事由 A および事由 E を除く）】 収入に関する証明書類	家計急変に該当する生計維持者の、急変後の所得を証明する書類。 課税されるすべての所得を提出してください。 【提出対象期間】 家計急変が発生した日の翌月～申請月前月分 ※入学前に事由が発生した場合は、家計急変発生月～2024 年 3 月分（ただし、12 か月を超える場合は入学前月以前の直近 12 か月分） 【注意事項】 ・ 収入がない月であっても、会社に在籍している場合や自営業を廃業していない場合は、給与明細または帳簿の提出が必要です。 《給与収入》 ・ 氏名、勤務先、月ごとの金額が記載された給与明細書が必要です。 ・ 賞与がある場合は、賞与明細書の提出も必要です。 《給与収入以外》 ・ 「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上-経費）」が記載された帳簿が必要です。 ・ 帳簿を提出する場合、「（様式）自営業等の所得金額計算書」（奨学金案内 p.25）を添付してください。 ・ 役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書をご提出ください。
10.	【全員】 マイナンバー提出書類	日本学生支援機構指定の送付先へ提出してください。 注意事項等は「申込要領」および「マイナンバーの提出方法について」を確認してください。